

関市工事成績評定説明書

令和6年4月

関市財務部契約検査課

関市工事成績評定について

1 関市工事成績評定実施について

公共工事をめぐり贈収賄・談合等の入札及び契約に係る不正事案の発生があとをたたず、公共工事に対する国民の批判が大きくなってきたことから、国においては平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適化法」という)を施行し、公共工事の透明性の確保・公正な競争の促進・不正行為の排除の徹底等の公共工事の適正な施工に関するルールを定めました。

また、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が施行され、発注者には今までの適切な発注事務の実施に加え、民間事業者の技術能力の適切な評価や積極的な技術提案要請の活用、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施行状況の確認やその評価等発注関係事務の適切化が、民間事業者には適正な公共工事の実施に加え、必要な技術能力の向上が求められるようになりました。

関市では「適化法」の施行を受け、「新関市建設工事成績評定」を平成19年度から本格導入をはじめました。この後、岐阜県公共事業執行共同化協議会の工事成績評定部会で協議が行われ、他の市町でも工事成績評定の導入や見直しが行われました。このため、岐阜県、他市町の状況を踏まえて、現在は岐阜県建設工事成績評定を基に関市の実状に合わせた工事成績評定としております。

この工事成績評定を予告なしで変更する場合がありますので、ご了承ください。

2 関市工事成績評定の概要について

(1) 評定の目的

厳正且つ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とします。

(2) 評定の対象

予算科目が工事請負費で執行される建設工事で1件の契約金額が1,300,000円を超えるものを対象とします。(例外有)

(3) 評定の方法

・考査項目別運用表で複数の評価対象項目を設定し、評価できるかできないかを判定し、評価できる項目の割合あるいは評価できる項目数等で評価段階(5～7段階)を決定し採点します。

・評定は土木工事、建築工事別に評定し、品質・出来映えは複数の工種を対象に評定します。

※考査項目、細別及び考査項目運用表は別紙のとおりです。

(4) 評定を行う職員(評定者)

監督員： 一般監督員(工事担当者)、主任監督員(主幹又は課長補佐)、総括監督員(課長)

但し、請負額が1,000万以下で総括監督員を置かない場合は、一般監督員及び主任監督員が、請負額が200万以下で主任及び総括監督員を置かない場合は、一般監督員が評定します。

検査員： 市長が指定する検査員

(5) 評定の項目及び細別の配点

項目及び細別並びに評定者(監督及び検査員)の配点は別紙の通りとします。但し、工事特性、創意工夫、社会性等は加算点方式、法令厳守等は減点方式とし、他は加減点方式とします。(創意工夫、社会性等は受注者からの申出による。)

3 評定者別項目及び細別表

考 査 項 目	細 別	監 督 員			検 査 員	評 定 区 分	評 価 方 法 等
		総括監督員	主任監督員	一般監督員			
1. 施工体制	I. 施工体制一般			*		土木・建築別評定	評定ランクによる加減点評価
	II. 配置技術者			*			
2. 施工状況	I. 施工管理			*	○		
	II. 工程管理		☆	*			
	III. 安全対策		☆	*			
	IV. 対外関係			*			
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形			*	○		
	II. 品質			*	○	監督員：土木・建築・電気・機械別評定	
	III. 出来映え				○	検査員：工種毎評定 ※複数の工種で評定が可能	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		☆			土木・建築別評定	加点評価
5. 創意工夫	I. 創意工夫			*			請負者からの申出(申告)による加点評価
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	★					
7. 法令遵守等		★				全工事種別共通評定	加減点評価

4. 項目及び細目並びに評定者別配点表

考 査 項 目	細 別	満点	監督員 基礎点	検査員 基礎点	監督員加減点					検査員加減点						備 考		
					a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d		e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.3	2.9		0.4	0.2	0	-2.0	-4.0									
	II. 配置技術者	4.1	2.9		1.2	0.6	0	-2.0	-4.0									
2. 施工状況	I. 施工管理	13.0	2.9	6.5	1.6	0.8	0	-2.0	-4.0	2.0		1.0		0	-3.0	-6.0		
	II. 工程管理	8.1	6.1		1.6	0.8	0	-2.0	-4.0									上段:一般監督員 下段:主任監督員
					0.4	0.2	0	-1.5	-3.0									
	III. 安全対策	8.8	6.2			2.0	1.0	0	-2.0	-4.0								
0.6						0.3	0	-1.5	-3.0									
IV. 対外関係	3.7	2.9			0.8	0.4	0	-1.0	-2.0									
3. 出来形及び 出来映え	I. 出来形	14.9	2.8	6.5	1.6	0.8	0	-1.0	-2.0	4.0	3.0	2.0	1.0	0	-4.0	-8.0		
	II. 品質	17.4	2.9	6.5	2.0	1.0	0	-1.0	-2.0	6.0	4.8	3.0	1.6	0	-5.0	-10.0		
	III. 出来映え	8.5		6.5						2.0		1.0		0	-2.0			
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	7.3	3.3		4.0~0													
5. 創意工夫	I. 創意工夫	5.7	2.9		2.8~0													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	5.2	3.2		2.0	1.5	1.0	0.5	0									
7. 法令遵守等					+2 +1 0 -1 -3 -5 -10 -13 -15 -20													総合評価落札方式の提案、週休2日等の履行されなかった場合の減点有
合 計		100	39	26														

5. 考査項目別運用表

(1) 土木工事

1. 施工体制

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 施行体制一般	標識類や施工体系図、作業主任者一覧等が現場等の見やすい場所に掲げられ、変更の都度更新されている。	
	施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。	
	作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。	
	社内の品質証明者が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る社内体制が有効に機能している。	
	元請が下請の作業成果を検査している。	
	施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。	請負金額が1,000万以上の工事を対象。
	緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。	
	現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。	
	工場製作期間における技術者を適切に配置している。	
	機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。	
	その他(理由:)	
	施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0はd評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80~90%未満.....b 評価値が60~80%未満.....c 評価値が60%未満.....d</p>		

1. 施行体制

評定者:一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 配置技術者 (現場代理人等)	現場代理人が現場に常駐しており、監理(主任)技術者が専任配置されている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。	
	現場代理人が、工事全体を把握している。	
	設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。	
	監督職員への報告を適時及び的確に行っている。	
	書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。	
	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。	
	施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。	
	下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。	
	監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。	
その他(理由:)		
配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。	
配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a</p> <p>評価値が80～90%未満……………b</p> <p>評価値が60～80%未満……………c</p> <p>評価値が60%未満……………d</p>		

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 施工管理	段階確認や施工状況立会いの申請を適切な時期に行っている。	
	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものになっている。	
	現場条件の変化に対して、適切に対応している。	
	工事材料の品質に影響が無いよう保管している。	
	日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。	
	日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。	
	現場内での整理整頓が日常的になされている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。	
	工事打合せ簿を、不足無く整理している。	
	建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。	
	工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	
	その他(理由: _____)	
	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80～90%未満.....b 評価値が60～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d</p>		

2. 施工状況

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 施工管理	契約書第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。	
	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。	
	工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。	請負金額が1,000万以上の工事を対象。
	現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。	
	工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。	
	立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。	
	建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。	
	施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。	下請契約がある工事を対象。
	下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。	
	品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。	
	工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。	
	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	
	その他(理由: _____)	
	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上.....a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満.....b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満.....c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満.....d</p>		

2. 施工状況

評価者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 工程管理	地元調整や現場条件変更への対応を積極的に行い、その結果をその都度書類で報告している。	
	工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	
	時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。	
	工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。	
	適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。	
	休日の確保を行っている。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	その他(理由:)	
	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80～90%未満.....b</p> <p>評価値が60～80%未満.....c</p> <p>評価値が60%未満.....d</p>	

2. 施工状況

評価者:主任監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 工程管理	隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	
	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	
	工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。	
	工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合 c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が40～60%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が20～40%未満……………d</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が20%未満……………e</p>		

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅲ. 安全対策	各種安全パトロールが実施され、指摘・是正事項について関係者には正報告した記録が整備されている。	
	災害防止協議会等を1回／月以上行っている。	事業規模(工事現場)10人以上の工事を対象。
	安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。	
	新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。	監理技術者の配置が必要な工事を対象。
	工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。	
	過積載防止に積極的に取り組んでいる。	
	仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。	
	保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。	
	地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。	
	その他(理由: _____)	
	安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80～90%未満.....b 評価値が60～80%未満.....c 評価値が60%未満.....d</p>	

2. 施工状況

評定者:主任監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅲ. 安全対策	建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。	事業規模(工事現場)10人以上の工事を対象。
	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が40～60%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が20～40%未満……………d</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が20%未満……………e</p>		

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
IV. 対外関係	地元や関係者を対象とした工事説明会や現場見学会を開催し、その記録が整備されている。	
	関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。	
	地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。	
	第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。	
	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。	
	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。	
	その他(理由: _____)	
	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 出来形 土木	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。	
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「○」評価とする。</p>	
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 品質 土木	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 品質管理項目を設定していない工事及び測定数が少数の場合は「○」評価とする。</p>	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者:一般監督員

細 別	考 査 項 目	摘 要
I. 出来形 機械設備	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。	
	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	
	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。	
	不可視部分の出来形を写真撮影している。	
	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。	
	塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめられている。	
	溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめられている。	
	社内の管理基準に基づき管理している。	
	設計図書に定められている予備品に不足が無い。	
	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。	
その他(理由:)		
出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。	
契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80～90%未満.....b</p> <p>評価値が60～80%未満.....c</p> <p>評価値が60%未満.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者：一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅱ. 品質 機械設備	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。	
	設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。	
	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。	
	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。	
	溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。	
	塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。	
	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。	
	操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。	
	小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。	
	設備の取扱説明書を工夫している。	
	完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。	
	機器の配置が点検しやすいよう工夫している。	
	設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。	
	二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。	
	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。	
	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。	
	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。	
	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
	現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。	
	その他(理由: _____)	
出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。	
契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 出来形 電気設備 通信設備 受変電設備	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。	
	機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され適切に管理されている。	
	不可視部分の出来形を写真撮影している。	
	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。	
	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	
	設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。	
	配管及び配線が、設計図書又は承諾図通りに敷設している。	
	測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。	
	行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	
	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	社内の管理基準に基づき管理している。	
	その他(理由: _____)	
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80~90%未満.....b 評価値が60~80%未満.....c 評価値が60%未満.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅱ. 品質 電気設備 通信設備 受変電設備	製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。	
	材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。	
	機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。	
	操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。	
	ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。	
	設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。	
	操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	
	設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。	
	現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。	
	設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。	
	完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。	
	設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。	
	その他(理由: _____)	
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。
契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要								
I. 出来形 土木	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、									
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。									
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。									
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。									
	「評価対象項目」									
	出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。									
	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。									
	出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。									
	写真管理基準の管理項目を満足している。									
	出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。									
	その他(理由:)									
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。								
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。								
<p>評 価 方 法(目安)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価項目数が4項目以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価項目数が3項目で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b' </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価項目数が2項目で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価項目数が1項目で ばらつきが50%以内.....c ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....c </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-top: 10px;"> 評価項目数が0項目で ばらつきが50%以内.....d ばらつきが80%以内.....d ばらつきで判断不可能.....d </td> </tr> </table>			評価項目数が4項目以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価項目数が3項目で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価項目数が2項目で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価項目数が1項目で ばらつきが50%以内.....c ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....c	評価項目数が0項目で ばらつきが50%以内.....d ばらつきが80%以内.....d ばらつきで判断不可能.....d			
評価項目数が4項目以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価項目数が3項目で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価項目数が2項目で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価項目数が1項目で ばらつきが50%以内.....c ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....c							
評価項目数が0項目で ばらつきが50%以内.....d ばらつきが80%以内.....d ばらつきで判断不可能.....d										

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 出来形 機械設備	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。	
	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。	
	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	
	不可視部分の出来形が写真で確認できる。	
	塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。	
	溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。	
	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	
	設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	
	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80～90%未満.....a' 評価値が70～80%未満.....b 評価値が60～70%未満.....b' 評価値が50～60%未満.....c 評価値が50%未満.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 出来形 電気設備 通信設備 受変電設備	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。	
	機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	
	写真管理基準の管理項目を満足している。	
	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	
	設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	
	設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	
	配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。	
	行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	
	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	
その他(理由: _____)		
出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80～90%未満.....a' 評価値が70～80%未満.....b 評価値が60～70%未満.....b' 評価値が50～60%未満.....c 評価値が50%未満.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要																
II 品質 切土工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、																	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。																	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。																	
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。																	
	「評価対象項目」																	
	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。																	
	段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。																	
	置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。																	
	締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。																	
	一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。																	
	芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。																	
	構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。																	
	土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。																	
	CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。																	
	法面に有害な亀裂が無い。																	
	伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。																	
	その他(理由:)																	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。																
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。																	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">評価値が90%以上で</td> <td style="width: 25%;">評価値が75%以上90%未満で</td> <td style="width: 25%;">評価値が60%以上75%未満で</td> <td style="width: 25%;">評価値が60%未満で</td> </tr> <tr> <td>ばらつきが50%以内.....a</td> <td>ばらつきが50%以内.....a'</td> <td>ばらつきが50%以内.....b</td> <td>ばらつきが50%以内.....b'</td> </tr> <tr> <td>ばらつきが80%以内.....a'</td> <td>ばらつきが80%以内.....b</td> <td>ばらつきが80%以内.....b'</td> <td>ばらつきが80%以内.....c</td> </tr> <tr> <td>ばらつきで判断不可能.....b</td> <td>ばらつきで判断不可能.....b'</td> <td>ばらつきで判断不可能.....c</td> <td>ばらつきで判断不可能.....d</td> </tr> </table>			評価値が90%以上で	評価値が75%以上90%未満で	評価値が60%以上75%未満で	評価値が60%未満で	ばらつきが50%以内.....a	ばらつきが50%以内.....a'	ばらつきが50%以内.....b	ばらつきが50%以内.....b'	ばらつきが80%以内.....a'	ばらつきが80%以内.....b	ばらつきが80%以内.....b'	ばらつきが80%以内.....c	ばらつきで判断不可能.....b	ばらつきで判断不可能.....b'	ばらつきで判断不可能.....c	ばらつきで判断不可能.....d
評価値が90%以上で	評価値が75%以上90%未満で	評価値が60%以上75%未満で	評価値が60%未満で															
ばらつきが50%以内.....a	ばらつきが50%以内.....a'	ばらつきが50%以内.....b	ばらつきが50%以内.....b'															
ばらつきが80%以内.....a'	ばらつきが80%以内.....b	ばらつきが80%以内.....b'	ばらつきが80%以内.....c															
ばらつきで判断不可能.....b	ばらつきで判断不可能.....b'	ばらつきで判断不可能.....c	ばらつきで判断不可能.....d															

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 護岸・根固・ 水制工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。		
	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。		
	緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。		
	石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。		
	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	指定材料の品質が、証明書類で確認できる。		
	基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。		
	コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。		
	施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。		
	埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	有害なクラックが無い。		
	その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要																
II 品質 鋼橋工事 (RC床版はコンクリート構造物に準ずる)	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、																	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。																	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。																	
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。																	
	[工場製作関係]																	
	鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。																	
	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。																	
	溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																	
	溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。																	
	孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。																	
	欠陥部の発生が見られないことが確認できる。																	
	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。																	
	素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。																	
	塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。																	
	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。																	
	その他(理由:)																	
	[架設関係]																	
	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。																	
	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。																	
	高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。																	
	高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。																	
	支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。																	
	架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。																	
	架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。																	
	現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。																	
	現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。																	
	その他(理由:)																	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。																
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。																	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">評価値が90%以上で</td> <td style="width: 25%;">評価値が75%以上90%未満で</td> <td style="width: 25%;">評価値が60%以上75%未満で</td> <td style="width: 25%;">評価値が60%未満で</td> </tr> <tr> <td>ばらつきが50%以内……………a</td> <td>ばらつきが50%以内……………a'</td> <td>ばらつきが50%以内……………b</td> <td>ばらつきが50%以内……………b'</td> </tr> <tr> <td>ばらつきが80%以内……………a'</td> <td>ばらつきが80%以内……………b</td> <td>ばらつきが80%以内……………b'</td> <td>ばらつきが80%以内……………c</td> </tr> <tr> <td>ばらつきで判断不可能……………b</td> <td>ばらつきで判断不可能……………b</td> <td>ばらつきで判断不可能……………c</td> <td>ばらつきで判断不可能……………d</td> </tr> </table>			評価値が90%以上で	評価値が75%以上90%未満で	評価値が60%以上75%未満で	評価値が60%未満で	ばらつきが50%以内……………a	ばらつきが50%以内……………a'	ばらつきが50%以内……………b	ばらつきが50%以内……………b'	ばらつきが80%以内……………a'	ばらつきが80%以内……………b	ばらつきが80%以内……………b'	ばらつきが80%以内……………c	ばらつきで判断不可能……………b	ばらつきで判断不可能……………b	ばらつきで判断不可能……………c	ばらつきで判断不可能……………d
評価値が90%以上で	評価値が75%以上90%未満で	評価値が60%以上75%未満で	評価値が60%未満で															
ばらつきが50%以内……………a	ばらつきが50%以内……………a'	ばらつきが50%以内……………b	ばらつきが50%以内……………b'															
ばらつきが80%以内……………a'	ばらつきが80%以内……………b	ばらつきが80%以内……………b'	ばらつきが80%以内……………c															
ばらつきで判断不可能……………b	ばらつきで判断不可能……………b	ばらつきで判断不可能……………c	ばらつきで判断不可能……………d															

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 砂防構造物	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。	
	[共通]	
	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	
	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。	
	運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	
	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。	
	地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。	
	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。	
	有害なクラックが無い。	
	その他(理由:)	
	[砂防構造物工事]	
	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	
	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。	
	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。	
ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。		
その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>		
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c
		評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 地すべり防止 工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	[共通]		
	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。		
	運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)		
	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。		
	地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。		
	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。		
	有害なクラックが無い。		
	その他(理由:)		
	[地滑り対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)]		
	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。		
	ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。		
	集・排水ボーリングエの方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。		
	その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 舗装工事 アスファルト舗装	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	[路床・路盤工関係]		
	設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。		
	路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。		
	路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。		
	路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。		
	路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。		
	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	[アスファルト舗装工関係]		
	アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。		
	舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。		
	舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。出荷時、到着時は自主管理。		
	舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。		
	各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。		
	縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。		
	密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 舗装工事 コンクリート舗装	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	[路床・路盤工関係]		
	設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。		
	路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。		
	路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。		
	路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。		
	路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。		
	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	[コンクリート舗装工関係]		
	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。		
	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。		
	運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。		
	材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。		
	チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 法面工事 現場打法砕工 (プレキャスト 法砕工含む)	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	[共通]		
	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)		
	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。		
	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。		
	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	[現場打法砕工関係(プレキャスト法砕工含む)]		
	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の様式を満足していることが確認できる。		
	アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。		
	現場養生が、設計図書の様式を満足するように実施されていることが確認できる。		
	強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。		
	枠内に空隙が無いことが確認できる。		
	層間には分離が無いことが確認できる。		
	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要				
II 品質 法面工事 現場打法砕工 (プレキャスト 法砕工含む)	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、					
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。					
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。					
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。					
	[共通]					
	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)					
	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。					
	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。					
	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。					
	その他(理由:)					
	[現場打法砕工関係(プレキャスト法砕工含む)]					
	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。					
	現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。					
	強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。					
	枠内に空隙が無いことが確認できる。					
	層間には分離が無いことが確認できる。					
	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。					
	その他(理由:)					
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。				
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。					
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 $\text{評価値}(\%) = \frac{\text{評価項目数}(\quad)}{\text{評価対象項目数}(\quad)}$</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b' </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d </td> </tr> </table>			評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d			

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 基礎工事及び 地盤改良工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきが判断ができない。		
	[杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)]		
	杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。		
	既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。		
	杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。		
	水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。		
	溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。		
	場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。		
	掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。		
	配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。		
	裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。		
	強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	[地盤改良関係]		
	改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。			
事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。			
施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。			
その他(理由:)			
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 コンクリート橋上部 (PC、RC対象) 工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。		
	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中)		
	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。		
	鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。		
	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。		
	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。		
	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。		
	プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。		
	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
プレストレス時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。			
有害なクラックが無い。			
その他(理由:)			
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 塗装工事 (工場塗装を 除く)	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。		
	ケレンを入念に実施していることが確認できる。		
	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。		
	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。		
	鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。		
	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。		
	塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。		
	溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。		
	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。		
	その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b'
ばらつきが80%以内.....a'	ばらつきが80%以内.....b	ばらつきが80%以内.....b'	ばらつきが80%以内.....c
ばらつきで判断不可能.....b	ばらつきで判断不可能.....b'	ばらつきで判断不可能.....c	ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 トンネル工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。		
	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。		
	吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。		
	坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。		
	金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。		
	吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に吹付コンクリートの一層の厚が15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。		
	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。		
	ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。		
	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。		
	その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 植栽工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	活着が促されるよう管理していることが確認できる。		
	樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。		
	樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。		
	施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。		
	肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。		
	植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。		
	添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。		
	樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b'
ばらつきが80%以内……………a'	ばらつきが80%以内……………b	ばらつきが80%以内……………b'	ばらつきが80%以内……………c
ばらつきで判断不可能……………b	ばらつきで判断不可能……………b'	ばらつきで判断不可能……………c	ばらつきで判断不可能……………d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 防護柵(網) 工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。		
	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。		
	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。		
	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。		
	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。		
	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。		
	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。		
	ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。		
	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。		
	区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。		
	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。		
	区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要				
II 品質 標識工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、					
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。					
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。					
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。					
	「評価対象項目」					
	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。					
	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。					
	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。					
	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。					
	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。					
	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。					
	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。					
	ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。					
	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。					
	区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。					
	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。					
	区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	その他(理由:)					
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。				
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。				
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b' </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d </td> </tr> </table>			評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d			

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 区画線工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。		
	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。		
	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。		
	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。		
	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。		
	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。		
	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。		
	ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。		
	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。		
	区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。		
	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。		
	区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 電線共同溝工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきが判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。		
	管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。		
	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。		
	特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上がっていることが確認できる。		
	特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。		
	埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。		
	管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。		
	その他(理由:)		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。		
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合 c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b'
ばらつきが80%以内.....a'	ばらつきが80%以内.....b	ばらつきが80%以内.....c	ばらつきが80%以内.....c'
ばらつきで判断不可能.....b	ばらつきで判断不可能.....b'	ばらつきで判断不可能.....c	ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 共同溝 シールド工事	作業残土の処理が、資料により、確実に実施されていることを確認できる。	
	裏込め注入について注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。	
	シールド設備工(坑内外)については、的確に実施されている。	
	セグメントの品質が、工場管理資料よりの確に確認できる。	
	シールド機については、当現場条件を的確に反映し製作されている。	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
評 価 方 法(目安) 評価数が6項目以上・・・a 評価数が5項目・・・・・・a' 評価数が4項目・・・・・・b 評価数が3項目・・・・・・b' 評価数が1、2項目・・・・c 評価数が0項目・・・・・・d		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 補強土壁工事	盛土材料の土質が適正である。	
	盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。	
	プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料によりの確に確認できる。	
	現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。	
	盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。	
	ストリップ材が、水平に敷かれて適正に連結されており、管理・引き抜き試験等の記録が適切になされている。	
	水平・鉛直目地を適切に設置しており、鉛直度が良好に確保されている。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
評 価 方 法(目安) 評価数が6項目以上・・・a 評価数が5項目……………a' 評価数が4項目……………b 評価数が3項目……………b' 評価数が1、2項目………c 評価数が0項目……………d		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 落石防護網工事	形式・アンカー等を照査して、設置基準等の規定を満足していることが確認できる。	
	施工面に対する管理基準軸を設定して、施工面を管理している。	
	アンカーは、適正な設置個所に、適正な資材で、必要な定着長を確保して設置していることが確認できる。	
	アンカーの打ち込みは、許容範囲内の角度で行われ、決められた方法で施工・管理(試験)されている。	
	適切な方法でロープと網を結合していることが確認できる。(特に、最上段)	
	構造細目に指定された方法でロープ端の処理と試験を行ない、金網の重ね長も確保している。	
	必要に応じて、斜面最下部のサブアンカーが設置されている。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 ロープネット工事	形式・アンカー等の照査報告により、設置基準等の規定を満足していることが確認できる。	
	施工斜面に対する縦横の確認・管理基準軸が適正に管理されている。	
	アンカーの打ち込みは、地山傾斜に対し90度を基本とした許容範囲で行われ、決められた方法で試験されている。	
	適正に、縦ロープ下部アンカーと最下段横ロープが施工されていることが確認できる。	
	施工箇所の斜面勾配と、アンカーの耐力の確認をして、施工していることが確認できる。	
	適正に、十字アンカーグリップ・アンカーグリップ・巻き付けグリップが取り付けられていることが確認できる。	
	スイングアンカーは、打ち込み前にエアーバンチャーで試掘し、所定の深さまで打ち込まれたことが確認できる。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 高エネルギー 吸収柵工事	形式・アンカー等の照査報告により、設置基準等の規定を満足していることが確認できる。	
	地中反力体(アンカー)は、各種ロープの設置条件や長さを考慮した、適正な位置・方向に配置されている。	
	グラウトプレートは、勾配・設置方向・アンカーの削孔方向・長・固定方法等の設置基準を満足し、適正に管理されている。	
	支柱は、指定の角度±10度を保ち、ロープも施工手順に従い適正な位置にブレーキリングを配置し、クリップで締付け固定されている。	
	支柱位置の高低差を把握して、適切なリングネットが使用されており、リングネットと地表面に隙間(最大で50cm未満)が出来ていない。	
	リングネットは、決められた設置手順に従い、広げ・固定されており、また、ワイヤーメッシュも指定個数以上の接続金具で固定されている。	
	接続金具との折り返し15cm以上・重なり10cm以上・地面にはわせる長さ50cm以上を確保している。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 ほ場整備工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。		
	仮設道路、仮排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。		
	雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されている。		
	表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工されている。		
	造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を余裕をもって満足している。		
	道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を余裕をもって満足している。		
	土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。		
	畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を余裕をもって満足している。		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b'
ばらつきが80%以内.....a'	ばらつきが80%以内.....b	ばらつきが80%以内.....b'	ばらつきが80%以内.....c
ばらつきで判断不可能.....b	ばらつきで判断不可能.....b'	ばらつきで判断不可能.....c	ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 管水路工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。		
	材料の品質規定証明書が整備されている。		
	中心線の通りがよい。		
	仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。		
	管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。		
	地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。		
	管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。		
	コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0はd評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 水管橋工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	仕様書で定められている品質管理が実施されている。		
	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。		
	部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。		
	据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。		
	基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。		
	溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。		
	塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>			
<p>評価値が90%以上で</p> <p>ばらつきが50%以内……………a</p> <p>ばらつきが80%以内……………a'</p> <p>ばらつきで判断不可能……………b</p>	<p>評価値が75%以上90%未満で</p> <p>ばらつきが50%以内……………a'</p> <p>ばらつきが80%以内……………b</p> <p>ばらつきで判断不可能……………b'</p>	<p>評価値が60%以上75%未満で</p> <p>ばらつきが50%以内……………b</p> <p>ばらつきが80%以内……………b'</p> <p>ばらつきで判断不可能……………c</p>	<p>評価値が60%未満で</p> <p>ばらつきが50%以内……………b'</p> <p>ばらつきが80%以内……………c</p> <p>ばらつきで判断不可能……………d</p>

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 フィルダム ・ため池工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。		
	材料の品質規定証明書が整備されている。		
	法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。		
	雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。		
	基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。		
	段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。		
	盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。		
	刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締め固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。		
	基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。		
	鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり設計図書に示されたとおりに施工していることが確認できる。		
	コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。		
	堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことが確認してから施工していることが確認できる。		
	旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切な処置がなされていることが確認できる。		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> $\text{評価値}(\%) = \frac{\text{評価項目数}(\quad)}{\text{評価対象項目数}(\quad)}$ <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅱ 品質 林道・作業道等 開設工事	切土・盛土の締め固め等が仕様を示す条件を満足し、良好に施工されている。	
	構造物の施工時に、必要な試験を行い、良好に管理されていることが確認できる。	
	法面施工は、良好に施工されて設計図書の仕様を満足しており、法面浸食も認められない。	
	施設等の基面が平滑に仕上げられ、二次製品等に損傷がなく、良好に施工されている。	
	材料の品質規格証明が整備されており、材料の連結ズレ・隙間もなく施工されている。	
	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。	
	基礎工は、掘り過ぎが無く施工していることや、過堀に対する適正な処理が確認できる。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 森林整備工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	[共通]		
	施工の時期、位置、方法等が適正である。		
	施工むらが無く均等に施工されている。		
	残存木を傷めないよう施工されている。		
	工種の目的が達成されるよう施工されている。		
	[間伐、本数調整伐]		
	切り口が平滑に仕上げられている。		
	適切に施工され、規格値を満足している。		
	伐倒木を傷めないよう搬出又は林内整理されている。		
	[枝落とし]		
	切り口が平滑に仕上げられている。		
適切に施工され、規格値を満足している。			
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="text-align: center;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 森林整備工事 (間伐、枝打ち)	切土・盛土の締め固め等が仕様を示す条件を満足し、良好に施工されている。	
	構造物の施工時に、必要な試験を行い、良好に管理されていることが確認できる。	
	法面施工は、良好に施工されて設計図書の仕様を満足しており、法面浸食も認められない。	
	施設等の基面が平滑に仕上げられ、二次製品等に損傷がなく、良好に施工されている。	
	材料の品質規格証明が整備されており、材料の連結ズレ・隙間もなく施工されている。	
	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。	
	基礎工は、掘り過ぎが無く施工していることや、過堀に対する適正な処理が確認できる。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要		
II 品質 柵工、筋工、伏工工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、			
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。			
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。			
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。			
	「評価対象項目」			
	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。			
	材料の品質規定証明書が整備されている。			
	各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。			
	雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。			
	端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。			
	植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。			
	植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。			
	背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。			
	各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。			
		該当があれば減点d。		
		該当があれば減点e。		
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
	<p>評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b</p>	<p>評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'</p>	<p>評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c</p>	<p>評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d</p>

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 コンクリート2次 製品水路 ・L型 ・BOX ・ブロック積	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「共通」		
	仕様書等で定められている品質管理・材料の品質規定証明書等の整備が実施されている。		
	JIS規格外品について、仕様書で規定する規格・品質を満足している。		
	基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等が適切に実施されていることや、不等沈下防止に配慮しての締固めが入念に行われていることが確認できる。		
	二次製品の保管、吊り込み、据付け等に十分な注意を払っていることが確認できる。		
	材料の連結・かみ合わせが適切であり、製品の継ぎ目部には隙間・スレもなく施工されている。		
	[擁壁類（補強土壁は除く）]		
	胴込コンクリート・裏込材の充填が十分で、空隙が生じていない。		
	基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。		
	端部における地山とのすりつけが適切である。		
	丁張りを二重、三重に設けるなど、法勾配・裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。		
	コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合・練混ぜ・打込み・締固め及び養生が適切に行われている。		
	[用排水施設]		
	位置・方向・高さ・勾配等について、前後の施設又は地形になじみよく施工されている。		
	呑口・吐口・集水樹等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。		
	施設の流末は浸食・滞留等が生じないよう処理されている。		
不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。			
継目部の目地モルタルが適切に施工されている。			
製品周辺の盛土・埋戻し土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されている。			
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 柵工、筋工、伏工工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきが判断ができない。		
	「共通」		
	仕様書等で定められている品質管理・材料の品質規定証明書等の整備が実施されている。		
	材料の品質規定証明書が整備されている。		
	基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等が適切に実施されていることや、不等沈下防止に配慮しての締固めが入念に行われていることが確認できる。		
	二次製品の保管、吊り込み、据付け等に十分な注意を払っていることが確認できる。		
	材料の連結・かみ合わせが適切であり、製品の継ぎ目部には隙間・スレもなく施工されている。		
	[擁壁類（補強土壁は除く）]		
	胴込コンクリート裏込材の充填が十分で、空隙が生じていない。		
	基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。		
	端部における地山とのすりつけが適切である。		
	丁張りを二重、三重に設けるなど、法勾配・裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。		
	コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合・練混ぜ・打込み・締固め及び養生が適切に行われている。		
	[用排水施設]		
	位置・方向・高さ・勾配等について、前後の施設又は地形になじみよく施工されている。		
	呑口・吐口・集水樹等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。		
	施設の流末は浸食・滞留等が生じないよう処理されている。		
	不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。		
	継目部の目地モルタルが適切に施工されている。		
	製品周辺の盛土・埋戻し土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されている。		
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。		該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 $\text{評価値}(\%) = \frac{\text{評価項目数}(\quad)}{\text{評価対象項目数}(\quad)}$</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p>			
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 上記以外の 工事又は 合併工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	「評価対象項目」		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>		
	評価値が90%以上で ばらつきが50%以内.....a ばらつきが80%以内.....a' ばらつきで判断不可能.....b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内.....a' ばらつきが80%以内.....b ばらつきで判断不可能.....b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内.....b ばらつきが80%以内.....b' ばらつきで判断不可能.....c
		評価値が60%未満で ばらつきが50%以内.....b' ばらつきが80%以内.....c ばらつきで判断不可能.....d	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅱ 品質 維持工事 (清掃工、除草工 付属物工、除雪 応急処理等)	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。	
	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
評 価 方 法(目安) 評価数が6項目以上・・・a 評価数が5項目・・・・・・a' 評価数が4項目・・・・・・b 評価数が3項目・・・・・・b' 評価数が1、2項目・・・・c 評価数が0項目・・・・・・d		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 修繕工事	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。	
	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 取壊し工事	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。	
	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
評 価 方 法(目安) 評価数が6項目以上・・・a 評価数が5項目・・・・・・a' 評価数が4項目・・・・・・b 評価数が3項目・・・・・・b' 評価数が1、2項目・・・・c 評価数が0項目・・・・・・d		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 仮設工工事	仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。	
	仮設材の組立・設置が確実になされ、特に鉛直度、設置間隔に配慮した施工をしており、かつ点検も行われている。	
	周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。	
	施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で、特に鉛直度、設置間隔に配慮して施工されていることが確認できる。	
	排水を考慮し、良好な床付面を確保している。	
	使用材料や製品の品質が設計条件に適合していることが確認できる。	
	関連法規等を遵守して施工・管理に努めていることが確認できる。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>評価数が6項目以上・・・a</p> <p>評価数が5項目・・・・・・a'</p> <p>評価数が4項目・・・・・・b</p> <p>評価数が3項目・・・・・・b'</p> <p>評価数が1、2項目・・・・c</p> <p>評価数が0項目・・・・・・d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 機械設備工事	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。	
	設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。	
	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
	機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	
	溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
	塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。	
	操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。	
	小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
	設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。	
	完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。	
	機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
	設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
	二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。	
	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。	
	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。	
	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。	
	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
	現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
	その他(理由:)	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上で.....a 評価値が80%以上90%未満で...a' 評価値が70%以上80%未満で...b 評価値が60%以上70%未満で...b' 評価値が50%以上60%未満で...c 評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 機械設備工事	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。	
	設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。	
	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
	機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	
	溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
	塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。	
	操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。	
	小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
	設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。	
	完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。	
	機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
	設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
	二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。	
	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。	
	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。	
	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。	
	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
	現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
	その他(理由:)	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上で.....a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80%以上90%未満で...a'</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が70%以上80%未満で...b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%以上70%未満で...b'</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が50%以上60%未満で...c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 電気設備	製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。	
	材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。	
	操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	
	ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	
	設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	
	設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。	
	設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。	
	完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	
	設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> $\text{評価値(\%)} = \frac{\text{評価項目数()}}{\text{評価対象項目数()}}$ <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上で.....a 評価値が80%以上90%未満で...a' 評価値が70%以上80%未満で...b 評価値が60%以上70%未満で...b' 評価値が50%以上60%未満で...c 評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 通信設備 受変電設備	設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。	
	材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。行った。	
	材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
	ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	
	設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。	
	完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。	
	完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。	
	設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。	
	設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。	
	完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	
	設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p> <p>評価値が90%以上で.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満で...a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満で...b</p> <p>評価値が60%以上70%未満で...b'</p> <p>評価値が50%以上60%未満で...c</p> <p>評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
II 品質 下水道工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。		
	[共通]		
	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。		
	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。		
	施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中 その他(理由:)		
	[開削工]		
	締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。		
	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 その他(理由:)		
	[推進工]		
	測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。		
	常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 その他(理由:)		
	[シールド工]		
	鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。		
	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。		
	二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 その他(理由:)		
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。	
	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 $\text{評価値}(\%) = \frac{\text{評価項目数}(\quad)}{\text{評価対象項目数}(\quad)}$</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p>		
	評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c
		評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要				
II 品質 水道工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、					
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。					
	測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。					
	測定値が規格値を満足し、上記項目に該当しない。又は、測定数が少数で、ばらつきの判断ができない。					
	「評価対象項目」					
	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書等が整備されている。					
	材料の保管管理が適正であることが確認できる。					
	配管が無理なく適正に布設されている。					
	管の周りに砂が十分充填されていることが確認できる。					
	表示テープが所定の位置に設置されていることが確認できる。					
	管切断後の面取・塗装補修等がされていることが確認できる。					
	トルクレンチ等により管接合が行われている。					
	管接合に際し、挿し込み深さの確認が行われている。					
	他の埋設物等と十分離隔が確保されていることが確認できる。					
	掘削基面が平滑に仕上げられている。					
	仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。					
	水圧テストが適正に行われ、管の気密性が確保されている。					
	仕切弁が適正に設置されており、弁の頭が真直ぐ上を向いている。					
	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。					
	仕切弁BOXと周りの舗装面との摺り付けが見映えよく出来ている。					
仮設配管が完全に撤去されている。						
その他(理由:)						
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。					
品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。					
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 $\text{評価値}(\%) = \frac{\text{評価項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b' </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d </td> </tr> </table>			評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d
評価値が90%以上で ばらつきが50%以内……………a ばらつきが80%以内……………a' ばらつきで判断不可能……………b	評価値が75%以上90%未満で ばらつきが50%以内……………a' ばらつきが80%以内……………b ばらつきで判断不可能……………b'	評価値が60%以上75%未満で ばらつきが50%以内……………b ばらつきが80%以内……………b' ばらつきで判断不可能……………c	評価値が60%未満で ばらつきが50%以内……………b' ばらつきが80%以内……………c ばらつきで判断不可能……………d			

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ コンクリート構造物	コンクリート構造物の表面状態が良い。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	コンクリート構造物の通りが良い。		
	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
	クラックが無い。		
	漏水が無い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 土工事 (盛土、築堤等)	規定された勾配が確保されている。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。		
	法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。		
	滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。		
	関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 護岸・根固・ 水制工事	通りが良い。		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	材料のかみ合わせがよくクラックが無い。		
	天端及び端部の仕上げが良い。		
	既設構造物とのすりつけが良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 鋼橋工事	表面に補修箇所が無い。		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	部材表面に傷及び錆が無い。		
	溶接に均一性がある。		
	塗装に均一性がある。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 砂防構造物	コンクリート構造物の表面状態が良い。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	コンクリート構造物の通りが良い。		
	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
	クラックが無い。		
	漏水が無い。		
	全体的な美観が良い。		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 地すべり防止 工事	地山との取り合いが良い。		評価項目が3項目以上…a 評価項目が2項目…b 評価項目が1項目…c 評価項目が0項目…d
	天端、端部の仕上げが良い。		
	施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 舗装工事	舗装の平坦性が良い。		評価項目が5項目以上…a 評価項目が4項目…b 評価項目が3項目…c 評価項目が2項目以下…d
	構造物の通りが良い。		
	端部処理が良い。		
	構造物へのすりつけ等がよい。		
	雨水処理が良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 法面工事	通りが良い。		評価項目が3項目以上…a 評価項目が2項目…b 評価項目が1項目…c 評価項目が0項目…d
	植生、吹付等の状態が均一である。		
	端部処理が良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 基礎工事 (地盤改良等)	土工関係の仕上げが良い。		評価項目が3項目以上…a 評価項目が2項目…b 評価項目が1項目…c 評価項目が0項目…d
	通りが良い。		
	端部及び天端仕上げが良い。		
	施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ コンクリート橋上部 工事	コンクリート構造物の表面状態が良い。		評価項目が5項目以上…a 評価項目が4項目…b 評価項目が3項目…c 評価項目が2項目以下…d
	コンクリート構造物の通りが良い。		
	天端及び端部の仕上げが良い。		
	支承部の仕上げが良い。		
	クラックが無い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 塗装工事 (工場塗装を 除く)	塗装の均一性が良い。		評価項目が4項目以上…a 評価項目が3項目…b 評価項目が2項目…c 評価項目が1項目以下…d
	細部まできめ細かな施工がされている。		
	補修箇所が無い。		
	ケレンの施工状況が良好である。		
	全体的な美観が良い。		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ トンネル工事	コンクリート構造物の表面状態が良い。		評価項目が5項目以上…a 評価項目が4項目…b 評価項目が3項目…c 評価項目が2項目以下…d
	コンクリート構造物の通りが良い。		
	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
	クラックが無い。		
	漏水が無い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 植栽工事	樹木の活着状況が良い。		評価項目が3項目以上…a 評価項目が2項目…b 評価項目が1項目…c 評価項目が0項目…d
	支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。		
	支柱の取り付けが堅固である。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 防護柵(網) 工事	通りが良い。		評価項目が5項目以上…a 評価項目が4項目…b 評価項目が3項目…c 評価項目が2項目以下…d
	端部処理が良い。		
	部材表面に傷及び錆が無い。		
	既設構造物等とのすりつけが良い。		
	きめ細やかに施工されている。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 標識工事	設置位置に配慮がある。		評価項目が5項目以上…a 評価項目が4項目…b 評価項目が3項目…c 評価項目が2項目以下…d
	標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。		
	標識板の支柱に変色が無い。		
	支柱基礎が入念に埋め戻されている。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 区画線工事	塗料の塗布が均一である。		評価項目が4項目以上…a 評価項目が3項目…b 評価項目が2項目…c 評価項目が1項目以下…d
	視認性が良い。		
	接着状態が良い。		
	施工前の清掃が入念に実施されている。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 電線共同溝	歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く		評価項目が3項目以上…a 評価項目が2項目…b 評価項目が1項目…c 評価項目が0項目…d
	平坦性が確保されている。		
	プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。		
	施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。	72 ページ	
	全体的な美観が良い。		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 共同溝 シールド工事	RCセグメントの割れ・カケがない。		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・・・・b 評価項目が2項目・・・・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	継手面の防水が確実になされている。		
	セグメント間の目違い、段差が少ない。		
	ボルトの締め付け状況がよい。		
	全体的な美観が良い。		
Ⅲ 出来ばえ 補強土壁工事	壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・・・・b 評価項目が2項目・・・・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	基礎上面の平坦性が良い。		
	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
	壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。		
	全体的な美観が良い。		
Ⅲ 出来ばえ 落石防護網 工事	必要な立木の伐採・下草の刈り払いが行われており、施工面の整理が良い。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・・・・b 評価項目が3項目・・・・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	端部の処理や、既設構造物とのすりつけが良い。		
	アンカーの打ち込みは、90度を基本とした許容範囲で行われ、決められた方法で施工・試験されている。		
	材料基準を満足しており、部材表面に傷及び錆が無い。		
	網と斜面とのなじみが良い。		
	きめ細やかに施工されて、全体的な美観が良い。		
Ⅲ 出来ばえ ロープネット工事	必要な立木の伐採・下草の刈り払いが行われており、施工面の整理が良い。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・・・・b 評価項目が3項目・・・・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	材料基準を満足することの証明がなされている。		
	ロープの間隔が広くならないように施工されており、斜面とのなじみが良い。		
	不安定な岩塊に対し、ロープが密着するように施工されている。		
	斜面にある浮き石等が整理されている。		
	きめ細やかに施工されて、全体的な美観が良い。		
Ⅲ 出来ばえ 高エネルギー 吸収柵工事	必要な立木の伐採・下草の刈り払いが行われており、施工面の整理がよい。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・・・・b 評価項目が3項目・・・・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	高エネルギー吸収柵と設置面とのなじみが良い。		
	高エネルギー吸収柵のリングネット・ワイヤーネット・各種ロープの表面に傷及び錆が無い。		
	高エネルギー吸収柵のリングネット・ワイヤーネット・各種ロープがきれいに張られている。		
	必要な立木の伐採・下草の刈り払いが行われ、施工面の整理がよい。		
	きめ細やかに施工されて、全体的な美観が良い。		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 土工事 (区画整理 、農地造成)	切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。		評価項目が6項目以上・・・a 評価項目が4、5項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	整地、均平の仕上げがよい。		
	畦畔、溝畔等の仕上げがよい。		
	構造物へのすりつけがよい。		
	植生、吹き付け等の状態が均一である。		
	排水路の通りが良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ ほ場整備工事	ほ場面の均平仕上げが良い。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	畦畔の通り、法面、小段の仕上げが良い。		
	用排水路の通りが良い。		
	用排水路の接続、附帯構造物との取り合わせが適切である。		
	道路仕上げ面の不陸がなく又、路肩の通りが良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 管水路工事	管の通りがよい。		評価項目が3項目以上・・・a 評価項目が2項目・・・b 評価項目が1項目・・・c 評価項目が0項目・・・d
	管内面塗装に補修痕等がない。		
	小構造物にも細心の注意が払われている。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 水管橋工事	表面に傷、錆、補修箇所がない。		評価項目が7項目以上・・・a 評価項目が4～6項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	溶接、塗装組立の均一性が良い。		
	管の通りがよい。		
	コンクリート構造物の肌がよい。		
	コンクリート構造物の通りがよい。		
	クラックがない。		
	天端仕上げ、端部仕上げがよい。		
全体的な美観が良い。			

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ フィルダム ・ため池工事	土工の仕上げがよい。		評価項目が9項目以上・・・a 評価項目が6～8項目・・・b 評価項目が3～5項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	土工の通りがよい。		
	土工の構造物へのすりつけがよい。		
	吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。		
	コンクリート構造物の肌がよい。		
	コンクリート構造物の通りがよい。		
	天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。		
	クラックがない。		
	漏水がない。		
	施設の通りがよい。(排水側溝、フェンス等)		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 林道・作業道等 開設工事	路側や土羽下擁壁等の仕上げが良く、取り合わせも良い。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	路面の仕上げが良く、たわみもなく、平坦性を確保し、排水施設とのなじみが良い。		
	排水施設の接続、受け口処理・流末処理が適切に行われている。		
	切取・盛土法面の仕上げが良く、路肩の通りが良い。		
	安全施設が有効に配置されており、標識類も見やすく配置されている。		
	伐開木等の整理も良く、全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 森林整備工事 (間伐、枝打ち)	安全性に留意した仕上げがされている。		評価項目が5項目以上・・・a 評価項目が4項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	施工むらや偏りが無く適正である。		
	施工位置等が適正で、目的に合致した統一感がある。		
	細部にわたり、きめ細やかな作業がなされている。		
	林内が整理されており、歩きやすい。 林内が明るく全体的な見映えがよい。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 柵工、筋工 、伏工工事	とおりがよい。		評価項目が3項目以上・・・a 評価項目が2項目・・・b 評価項目が1項目・・・c 評価項目が0項目・・・d
	材料の連結、かみ合わせがよい。		
	構造物へのすりつけがよい。		
	全体的な美観が良い。		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ コンクリート2次 製品水路	土工の仕上げがよい。		評価項目が6項目以上・・・a 評価項目が4、5項目・・・b 評価項目が3項目・・・c 評価項目が2項目以下・・・d
	土工の通りがよい。		
	土工の構造物等へのすりつけがよい。		
	コンクリート構造物の通りがよい。		
	天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。		
	施設のとおりがよい。(排水側溝、フェンス等)		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 上記以外の 工事又は 合併工事	理由:()		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
	理由:()		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 維持工事	小構造物等にも注意が払われている。		評価項目が3項目以上・・・a 評価項目が2項目・・・b 評価項目が1項目・・・c 評価項目が0項目・・・d
	きめ細かな施工がなされている。		
	既設構造物とのすりつけが良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 修繕工事	小構造物等にも注意が払われている。		評価項目が3項目以上・・・a 評価項目が2項目・・・b 評価項目が1項目・・・c 評価項目が0項目・・・d
	きめ細かな施工がなされている。		
	既設構造物とのすりつけが良い。		
	全体的な美観が良い。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 取壊し工事	散水によるホコリ抑え等がなされ、現場や周辺の環境保全に努めている。		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	仮設等が適正に行われ、安全管理・防災に努め、きめ細かな施工がされている。		
	既存部分や関連設備との調整がなされている。		
	取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。		
	工事完了時のみならず、工事の着手前、工事中の適期に、運搬状況・排出先の確認が積極的になされている。		
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	評 価 方 法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 仮設工工事	鋼矢板、親杭の通りが良い。		評価項目が4項目以上・・・a 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・c 評価項目が1項目以下・・・d
	覆工板にがたつきがない。		
	鋼矢板のかみ合わせ等に不良部分がない。		
	床付け面の仕上げがよい。		
	全体的な美観が良い。		

3. 出来形及び出来ばえ

評価者: 検査員

細 別	評価対象項目	摘 要	評価方法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 機械設備工事	主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。		評価項目が4項目以上・・・a
	きめ細かな施工がなされている。		評価項目が3項目・・・・・・b
	土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。		評価項目が2項目・・・・・・c
	溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。		評価項目が1項目以下・・・d
	全体的な美観が良い。		
細 別	評価対象項目	摘 要	評価方法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 電気設備工事	きめ細やかな施工がなされている。		評価項目が5項目以上・・・a
	公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		評価項目が4項目・・・・・・b
	動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。		評価項目が3項目・・・・・・c
	ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。		評価項目が2項目以下・・・d
	操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
全体的な美観が良い。			
細 別	評価対象項目	摘 要	評価方法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 通信設備工事 受変電設備工事	主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。		評価項目が5項目以上・・・a
	公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		評価項目が4項目・・・・・・b
	動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。		評価項目が3項目・・・・・・c
	当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。		評価項目が2項目以下・・・d
	操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
全体的な美観が良い。			
細 別	評価対象項目	摘 要	評価方法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 下水道工事	通りが良い。		評価項目が4項目以上・・・a
	漏水がない。		評価項目が3項目・・・・・・b
	クラックがない。		評価項目が2項目・・・・・・c
	マンホール天端と路面とのすりつけが良い。		評価項目が1項目以下・・・d
	残土等は適切に処理されている。		
細 別	評価対象項目	摘 要	評価方法(目安)
Ⅲ 出来ばえ 水道工事	管の通りがよい。		評価項目が4項目以上・・・a
	小構造物(弁室やマンホール等)にも細心の注意が払われている。		評価項目が3項目・・・・・・b
	付属施設(仕切弁や空気弁など)の設置に細心の注意が払われている。		評価項目が2項目・・・・・・c
	埋戻し状態が良好である。		評価項目が1項目以下・・・d
	全体的な美観が良い。		

4. 工事特性

評定者:主任監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I 施工条件等への対応	<p>[構造物の特殊性への対応]</p> <p>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p>切土の土工量:20万m³以上、盛土の土工量:15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、</p> <p>ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m²以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、</p> <p>堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、</p> <p>トンネル(NATM)の内空平均面積:100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、</p> <p>地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m³以上、流路工の計画高水流量:500m³以上、砂防ダムの堤高:15m以上、</p> <p>ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m³/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上</p> <p>対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 <p>その他:()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 	<p>「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。</p>
	<p>評 価 方 法(目安) 評価項目に1以上該当するれば、0.8点を加点する。</p> <p>[都市部等の作業環境、社会条件等への対応]</p> <p>地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 <p>周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 <p>現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 <p>緊急時に対応が特に必要な工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 <p>施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>その他:()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 	<p>「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。</p>

評 価 方 法(目安) 評価項目に1以上該当するれば、1.2点を加点する。

4. 工事特性

評価者:主任監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I 施工条件等への対応	[厳しい自然・地盤条件等への対応]	「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
	特殊な地盤条件への対応が必要な工事	
	・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。	
	・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。	
	・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。	
	雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	
	・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。	
	・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。	
	急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	
	・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。	
	・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。	
	・土石流危険渓流に指定された区域内における工事	
	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
	・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事	
維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間のかかる工事		
・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間のかかる工事		
その他:()		
・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。		
・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事		
評価方法(目安) 評価項目に1以上該当するれば、0.8点を加点する。		
[長期工事における安全確保への対応]	「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。	
12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)		
※但し、文書注意に至らない事故は除く。		
その他:()		
評価方法(目安) 評価項目に1以上該当するれば、1.2点を加点する。		

5. 創意工夫

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 創意工夫	[施工関係]	
	施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	
	コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。	
	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	
	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。	
	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	
	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	
	照明などの視界の確保に関する工夫。	
	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	
	運搬車両、施工機械等に関する工夫。	
	支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	
	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	
	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	
	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	
	施工管理ソフト、土量管理システム、電子マニフェスト等の活用に関する工夫。	
	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。	
	特殊な工法や材料を用いた工事。	
	優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
	[品質関係]	
	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	
	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	
	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	
	配筋、溶接作業等に関する工夫。	
	[安全衛生関係]	
	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。	
	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
	安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。	
	現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。	
	有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	
	一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。	
厳しい作業環境の改善に関する工夫。		
環境保全に関する工夫。		
[その他]		
その他:()		
その他:()		
その他:()		
その他:()		
評価方法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大7項目までの加点とする。	特に評価すべき創意工夫を加点評価する。 「4. 工事特性」との二重評価は行わない。	

6. 社会特性		評価対象項目	評定者:総括監督員
細別	評価対象項目		摘要
I. 地域への 貢献等	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。		
	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。		
	定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		
	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。		
	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。		
	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。		
	通学路における児童の見守り活動や交通安全活動に参加するなど、地域の安全に貢献した。		
	その他(理由:)		
評価方法(目安)			
該当項目が5項目……a			
該当項目が4項目……a'			
該当項目が3項目……b			
該当項目が2項目……b'			
該当項目が1項目以下……c			
7. 法令遵守等		評価対象項目	評定者:総括監督員
細別	評価対象項目		評価方法(目安)
7. 法令遵守等	措置内容	点数	① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。
	1 資格停止3ヶ月以上	-20 点	
	2 資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	
	3 資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	
	4 資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	
	5 文書警告	-8 点	
	6 文書注意	-5 点	
	7 口頭注意	-3 点	
	●上記の項目に該当なし	0 点	
	8 まんなかホリデーの実施	+1 点	
	9 週休2日の取組み	-1~+2 点	
10 その他:()	点		
上記で評価する場合の【適応事例】			
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。			
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。			
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。			
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。			
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。			
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。			
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。			
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第8条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。			
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。			
15. 社会保険等未加入の一次下請業者と契約した。(下請契約の請負代金の額(総額)が3,000万円以上(建築一式は4,500万円以上)の場合に限る。)			

(2) 建築工事

1. 施行体制

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 施行体制一般	作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。	
	品質管理体制が、書面に適切に記載されている。	
	安全管理体制が、書面に適切に記載されている。	
	現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。	
	工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。	
	建設業退職金共済制度の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	
	元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。	
	現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。	
	その他(理由:)	
	施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>		

1. 施行体制

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 配置技術者 (現場代理人等)	現場代理人として、工事全体の把握ができています。	
	現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。	
	契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。	
	工事請負契約書第20条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第20条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。	
	書類及び資料が適切に整理されている。	
	作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。	
	工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。	
	作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。	
	主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。	
	施工体制、施工状況を把握し、下請等をよく指導している。	
	施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。	
	その他(理由: _____)	
	配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>		

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 施工管理	契約書第20条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。	
	施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。	
	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものになっている。	
	施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。	
	施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を常時適切に行っている。	
	施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。	
	工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。	
	施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。	請負金額が1,000万以上の工事を対象。
	一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。	
	現場内での整理整頓が、常時行われている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。	
	社内検査が計画的に行われている。	
	独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。	
	低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	
	建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。	
その他(理由:)		
施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。	
施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a</p> <p>評価値が80～90%未満……………b</p> <p>評価値が60～80%未満……………c</p> <p>評価値が60%未満……………d</p>		

2. 施工状況

評価者: 検査員

細 別	評価対象項目	摘 要
I. 施工管理	契約書第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。	
	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。	
	施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。	
	施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。	請負金額が1,000万以上の工事を対象。
	工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。	
	使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。	
	一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。	
	建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。	
	社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。	
	独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。	
	工事の関係書類及び資料の整理がよい。	
	その他(理由:)	
	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。	
<p>評価方法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0はd評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80~90%未満.....b</p> <p>評価値が60~80%未満.....c</p> <p>評価値が60%未満.....d</p>		

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 工程管理	実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。	
	工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。	
	請負者の責による夜間や休日の作業がない。	
	休日・代休の確保を行っている。	
	近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。	
	その他(理由:)	
工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。	
工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a</p> <p>評価値が80～90%未満……………b</p> <p>評価値が60～80%未満……………c</p> <p>評価値が60%未満……………d</p>		

2. 施工状況

評定者:主任監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 工程管理	現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。	
	隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。	
	近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。	
	配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	工期が90日以上 of 工事を対象。
	その他(理由: _____)	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が80%以上……………a 評価値が60～80%未満……………b 評価値が40～60%未満……………c 評価値が20～40%未満……………d 評価値が20%未満……………e</p>		

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
Ⅲ. 安全対策	災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。	事業規模(工事現場)10人以上の工事を対象。	
	店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。	
	各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。		
	安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。		
	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。	監理技術者の配置が必要な工事。	
	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。	監理技術者の配置が必要な工事。	
	現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。	
	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。		
	山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		
	仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		
	使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。	
	工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。		
	過積載防止に十分に取り組んでいる。		
	その他(理由:)		
	安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。	
	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。	
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>		

2. 施工状況

評定者:主任監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅲ. 安全対策	建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全衛生管理活動が、適切に実施されている。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	監理(主任)技術者の専任が必要な工事を対象。
	安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。	事業規模(工事現場)10人以上の工事を対象。
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	その他(理由:)	
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が80%以上……………a</p> <p>評価値が60～80%未満……………b</p> <p>評価値が40～60%未満……………c</p> <p>評価値が20～40%未満……………d</p> <p>評価値が20%未満……………e</p>	

2. 施工状況

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
IV. 対外関係	工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。	
	工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。	
	引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。	
	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。	
	近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。	
	現場のイメージアップに、取り組んでいる。	
	その他(理由: _____)	
	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a 評価値が80～90%未満……………b 評価値が60～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 出来形 建築 電気設備 受変電設備 暖冷房設備 衛生設備 機械設備	承諾図等が、設計図書を満足している。	
	施工図等が、設計図書を満足している。	
	現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。	
	施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。	
	出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	
	出来形の管理方法を工夫している。	
	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。	
	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	その他(理由:)	
	出来形の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。
契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a 評価値が80～90%未満……………b 評価値が60～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 出来形 建築 電気設備 受変電設備 暖冷房設備 衛生設備 機械設備	承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
	出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	
	出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。	
	現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。	
	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。	
	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。	
	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
	その他(理由:)	
	出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	出来形の管理に関して、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80～90%未満.....a' 評価値が70～80%未満.....b 評価値が60～70%未満.....b' 評価値が50～60%未満.....c 評価値が50%未満.....d</p>	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者：一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II. 品質 建築 電気設備 受変電設備 暖冷房設備 衛生設備 機械設備	材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。	
	品質確認記録の内容が、適切である。	
	施工の各段階における完了時の、品質が適切である。	
	躯体工事における施工の品質が、良好である。	
	内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。	
	不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
	その他(理由: _____)	
	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	
	品質確認記録の内容が、適切である。	
	施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	
	システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。	
	機材及び施工の品質が、良好である。	
	不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
	その他(理由: _____)	
	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	
	品質確認記録の内容が、適切である。	
	施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	
	システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。	
	機材及び施工の品質が、良好である。	
	不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
その他(理由: _____)		
	品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	該当があれば減点d。
	契約書第19条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	該当があれば減点e。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で評価数0は d 評価とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が90%以上……………a</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が80～90%未満……………b</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60～80%未満……………c</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値が60%未満……………d</p>	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 建築	材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
	材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	
	品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	
	施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
	建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	
	躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	
	内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	
	その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	
	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
	その他(理由: _____)	
	品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の管理に関して、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上で.....a 評価値が80%以上90%未満で...a' 評価値が70%以上80%未満で...b 評価値が60%以上70%未満で...b' 評価値が50%以上60%未満で...c 評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 電気設備 受変電設備	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	
	品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	
	施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
	運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
	その他(理由:)	
	品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
	品質の管理に関して、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上で.....a 評価値が80%以上90%未満で...a' 評価値が70%以上80%未満で...b 評価値が60%以上70%未満で...b' 評価値が50%以上60%未満で...c 評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
II 品質 暖冷房設備 衛生設備 機械設備	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	
	品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	
	施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
	運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
	その他(理由: _____)	
	品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	該当があれば減点d。
品質の管理に関して、検査職員が補修指示を行った。	該当があれば減点e。	
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上で.....a 評価値が80%以上90%未満で...a' 評価値が70%以上80%未満で...b 評価値が60%以上70%未満で...b' 評価値が50%以上60%未満で...c 評価値が50%未満で.....d</p>		

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅲ 出来ばえ 建築	きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
	使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。	
	仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。	
	色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。	
	材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。	
	保身に配慮した施工がなされている。	
	その他(理由:)	
	出来栄えが劣っている。	該当があれば減点d。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p style="padding-left: 20px;">評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a 評価値が80～90%未満……………b 評価値が60～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d</p>	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅲ 出来ばえ 電気設備 受変電設備	きめ細やかな施工がなされている。	
	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
	機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	
	環境負荷低減への対策が優れている。	
	運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
	その他(理由:)	
	出来栄えが劣っている。	該当があれば減点d。
	<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a 評価値が80～90%未満……………b 評価値が60～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d</p>	

3. 出来形及び出来ばえ

評定者: 検査員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
Ⅲ 出来ばえ 暖冷房設備 衛生設備 機械設備	きめ細やかな施工がなされている。	
	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
	機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	
	環境負荷低減への対策が優れている。	
	運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
	その他(理由:)	
	出来栄えが劣っている。	該当があれば減点d。
<p>評 価 方 法(目安)</p> <p>1 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。</p> <p>2 選定した評価対象項目数を分母として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>3 評価対象項目数が2以下の場合は c 評価とする。但し、評価対象項目数が2で 評価数0は d 評価とする。</p> <p>評価値が90%以上……………a 評価値が80～90%未満……………b 評価値が60～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d</p>		

4. 工事特性		評定者:主任監督員
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I 施工条件等への対応	[建物規模への対応]	「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
	延べ面積10,000㎡以上の建物	
	地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物	
	大空間のホール等を有する建物	
	その他:()	
	評 価 方 法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大2項目までの加点とする。	
	[建物固有の機能の難しさへの対応]	「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
	対象建物の耐震レベル	
	建物機能の特殊性	
	その他:()	
	【評価技術事例】	
	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事	
	・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事	
	・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物	
	評 価 方 法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大2項目までの加点とする。	
	[建物固有の施工技術の難しさへの対応]	「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
	建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合(総合評価における技術提案は除く)	
	設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性	
	制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	
	その他:()	
	【評価技術事例】	
・ハイット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事		
・特殊な工法及び材料等を採用した工事		
・特殊な設備システムを採用した工事		
・免震装置を設ける工事		
・大規模な山留め工法が必要な工事		
・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事		
・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事		
評 価 方 法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大2項目までの加点とする。		
[厳しい自然・地盤条件への対応]	管理や施工スペースの制限を受けた工事	
湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)		
軟弱地盤、支持地盤の影響		
雨・雪・風・気温等の影響		
その他:()		
【評価技術事例】		
・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事		
・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事		
・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事		
評 価 方 法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大2項目までの加点とする。		

4. 工事特性		評定者:主任監督員	
細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要	
I 施工条件等への対応	[厳しい周辺環境、社会条件への対応]		
	地中埋設物等の作業障害		
	工事の影響に配慮すべき建物等の近接物		
	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮		
	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		
	その他:()		
	【評価技術事例】		
	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事		
	・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事		
	・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事		
	・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事		
	・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事		
	評 価 方 法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大2項目までの加点とする。		[5. 創意工夫]との二重評価は行わない。
	[施工現場での対応]		
	12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)		
	地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事		
	工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事		
	工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事		
	休日・夜間作業が工程の過半を超える工事		
	施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事		
特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事			
外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事			
特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事			
施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事			
同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事			
その他:()	[5. 創意工夫]との二重評価は行わない。		
評 価 方 法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大3項目までの加点とする。			

5. 創意工夫

評定者：一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要		
I. 創意工夫	[準備・後片づけ関係]			
	測量、位置出しにおける工夫			
	現地調査方法の工夫			
	その他：()			
	[施工関係]			
	施工に伴う器具・工具・装置類の工夫			
	工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み			
	土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫			
	建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫			
	電気設備工事等の配線、配管等の工夫			
	暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫			
	照明、視界確保等の工夫			
	仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫			
	運搬車輛、施工機械等の工夫			
	型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫			
	施工管理及び品質向上等の工夫			
	プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫			
	仮設施工等の工夫			
	既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫			
	保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫			
	作業の安全性向上のための施工方法等の工夫			
	その他：()			
	[品質関係]			
	集計ソフト等の活用と工夫			
	躯体工事の品質管理の工夫			
	建築材料・機材の検査・試験に関する工夫			
	施工の検査・試験に関する工夫			
	品質記録方法の工夫			
	その他：()			
	特			
「4. 工事特性」との二重評価は行わない。				
評 価 方 法 (目安) 評価項目1ごとに加点し、最大7項目までの加点とする。				

5. 創意工夫

評定者: 一般監督員

細 別	評 価 対 象 項 目	摘 要
I. 創意工夫	[施工管理関係]	
	出来形の管理等に関する工夫	
	施工計画書または写真記録等に関する工夫	
	出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	
	CAD、施工管理ソフト等の活用	
	施工合理化技術を活用した施工管理の工夫	
	その他:()	
	[安全衛生関係]	
	安全仮設備の工夫(落下物、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
	安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	
	現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	
	酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	
	周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	
	改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	
	作業時における作業環境改善等の工夫	
	ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	
	その他:()	
	[その他]	
	その他:()	
	その他:()	
その他:()		
その他:()		
評価方法(目安) 評価項目1ごとに加点し、最大7項目までの加点とする。	特に評価すべき創意工夫を加点評価する。 「4. 工事特性」との二重評価は行わない。	

6. 社会特性		評価対象項目	評定者:総括監督員
細別	評価対象項目		摘要
I. 地域への貢献等	災害時等に地域への救援活動等に協力した。		
	周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。		
	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。		
	広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。		
	地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。		
	その他(理由:)		
<p>評価方法(目安)</p> <p>該当項目が5項目……a</p> <p>該当項目が4項目……a'</p> <p>該当項目が3項目……b</p> <p>該当項目が2項目……b'</p> <p>該当項目が1項目以下……c</p>			
7. 法令遵守等		評価対象項目	評定者:総括監督員
細別	評価対象項目		評価方法(目安)
7. 法令遵守等	措置内容	点数	<p>① 本調査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。</p>
	1 資格停止3ヶ月以上	-20点	
	2 資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	
	3 資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	
	4 資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	
	5 文書警告	-8点	
	6 文書注意	-5点	
	7 口頭注意	-3点	
	●上記の項目に該当なし	0点	
	8 まんなかホリデーの実施	+1点	
	9 週休2日の取組み	-1~+2点	
10 その他:()	点		
<p>上記で評価する場合の【適応事例】</p> <p>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</p> <p>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</p> <p>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p> <p>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</p> <p>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</p> <p>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</p> <p>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第8条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</p> <p>15. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 16. 低コスト調査で虚偽の報告があった。 17. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p>18. 社会保険等未加入の一次下請業者と契約した。(下請契約の請負代金の額(総額) 10,000万円以上(建築一式は4,500万円以上)の場合に限る。)</p> <p>19. その他 理由:</p>			